

いすみ市立太東小学校 学校いじめ防止基本方針



1 いじめ防止対策の基本理念

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「法」第2条より）

(2) いじめの防止等のための対策における基本的な考え方

○いじめ問題に対しては、全職員の共通理解のもとで取り組むとともに、問題の対応にあたっては、正確な状況把握と説明を責任もって行うものとする。

○学校の内外を問わず、いじめが行われることがないようにする。

（「法」第3条より）

○いじめを行わないように、いじめを放置しないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響など、いじめ問題に関する児童の理解を深めるようにする。

（「法」第3条より）

○いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するために、市、地域、家庭その他関係者の連携の下で、いじめ問題早期発見、適切かつ迅速な対応を行っていく。

（「法」第3条、第8条より）

○以下の点について認識していじめの防止等の対策を講じていく。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ・いじめは、すべての児童・学級・学校に起こり得る問題である。
- ・いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
- ・いじめの様態は様々である。
- ・いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ・いじめは安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ・いじめは、解消後も注視が必要である。
- ・いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織対応の基本的な考え方

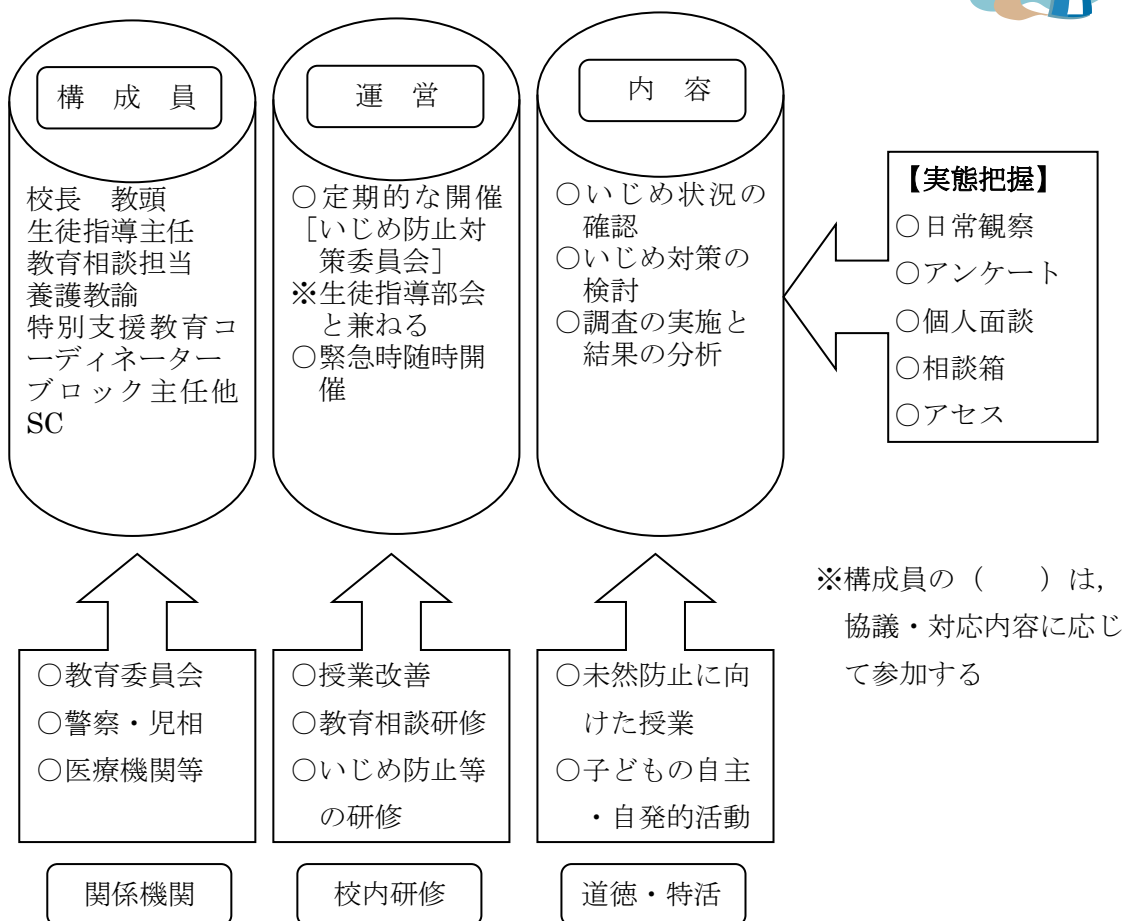
担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応する。

[共通確認事項]

- ①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ②いじめ対策に同歩調で取り組む組織(対策会議や校内委員会)とルールを作る。
- ③各学級で起きていることを生徒指導推進委員会の校内報告会等で共有して、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
(問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。)
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

＜いじめ防止対策委員会（校内生徒指導委員会と兼ねる）＞



<組織の役割>

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- 緊急会議における迅速な情報収集と共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施

<いじめ対策担当> ※生徒指導主任の兼務も可

(学校にお問い合わせください。 0470-87-2824)

- (役割)
- ①校長の命を受け，経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
 - ②いじめ対策の校内全体計画や対応マニュアル等を立案する。
 - ③いじめ防止対策委員会の運営と，会議結果の全教職員への周知を行い，いじめ問題の「可視化」を推進する。
 - ④個々の事例に関わる教職員への相談や助言，スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行う。
 - ⑤ケース記録の集積と引継ぎを行う。

<いじめの発見，報告体制等，システム化しておくべきこと>

- ① いじめを発見した時の報告体制
発見者 ⇒ 学年主任 ⇒ いじめ対策担当
⇒ 管理職・いじめ対策会議構成員
- ②いじめ発見のための実態調査の方法
(アンケートや教育相談等の実施時期及び内容)
- ② いじめの指導記録の共通化
(生徒指導記録簿)
- ④情報の可視化→ 情報の共有化→ 問題の意識化→ 解決に向けた協働体制の確立
- ⑤いじめ問題の確実な引継ぎ→ いじめの再発防止→ 子どもを守る
- ⑥記録から見える課題の把握→
いじめの発生しやすい時期，集団，人間関係，きっかけ，場所等



3 いじめの未然防止について

児童の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動の充実を図る。

(1) いじめを許さない学校・学級づくり（学校の基本姿勢）

- ①「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方の転換が必要であること。
すべての児童を対象に、健全な社会性を育み、当たり前のことを当たり前に行っていき、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であることを共通確認して教育活動に取り組んでいく。
- ② いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止対策でなく、いじめを行わせないという意味での未然防止対策が必要である。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底されること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にしっかり定着させる。
- ④ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から価値意識を感じよう適切に指導すること。
特に、学級経営、人権教育、道德教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行う。
また、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童及び教職員自らが作り出す。
- ⑤ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。



(2) いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢

- ① 人権意識を高める。
- ② いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ③ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立ち児童保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。
- ④ 児童によっては、いじめを原因に自ら命を絶つことがある、という最悪の事態を想定し、日ごろから教員やスクールカウンセラー等に相談できる体制が確立されていることを周知し、気になる児童・生徒には教員から声をかける。さらに、いじめ等、相談された内容については、解決に向け全力で取り組み、当該児童を徹底して守る

姿勢を伝え、安心感を与える。

- ⑤ 過度の競争意識や、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発することもあることを認識して指導に取り組む。
- ⑥ 教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを誘発、助長することもあることを認識して指導に取り組む。

(3) いじめの未然防止に向けた手立て

① 学級経営の充実

- ア 教師の受容的・共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、差別することなく互いを認め合う学級を作る。
- イ 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気ある学級集団づくりを進める。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
(いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。 <例> 「キモい」、「ウザい」、「死ね」)
- エ 定期的に行う生活アンケートや学力・学習状況調査の質問紙調査の結果、児童の欠席・遅刻・早退の回数、日常の児童観察（普段と異なる表情や体調不良等）から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

② 授業中における児童指導の充実

- ア 『生徒指導の機能を生かした授業づくり』（「自己決定の場の提供」、「自己存在感の感受」、「共感的人間関係の育成」「安全・安心な風土の醸成」）をすすめる。
- イ 「楽しい授業」、「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ウ 発言や集団への関わりに消極的な児童に対する適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感を持てるようにする。

③ 道徳授業の充実

- 自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。（県 DVD 教材の積極的な活用を図る）
☆道徳年間指導計画に、『いじめ防止』と加筆して、計画的な指導を行う。

④ 学級活動の充実

- ア 話し合い活動を通し、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- イ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、社会性を育てる。
- ウ ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身につけさせる。

⑤ 学校行事の工夫

児童が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感，感動，人間関係の深化が得られるよう工夫して企画，実践をする。

⑥ 児童会活動の工夫

児童が主体となって，自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう，児童会活動を活用する。

(＜例＞ いじめゼロをめざす集会など)

⑦ 生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

千葉県における「いのちを大切にするキャンペーン期間（１学期）」等を活用し，学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取組，いじめ防止に向けた取組を具体的に行う。

(＜例＞ 教育相談週間・いのちを大切にするキャンペーンの実施)

⑧ 情報モラル教育の充実

パソコン，携帯電話を使って，意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育のほか，道徳，学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

(＜教材例＞ e ライブラリ→教材の作成→ネットモラル)



⑨ 発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

アスペルガー症候群, ADHD などの発達障害のある子どもに対するからかい等からのいじめへの発展を防止するため，スクールカウンセラーなどの専門職を交えて，教職員間で障害特性の理解や具体的関わりの共通認識をもとに，周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

⑩ 児童及び保護者，地域に，いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

(＜例＞ 学校のホームページ・学校だよりやミニ集会の活用)

⑪ 人権教育の推進

様々な人権教育を踏まえ，学校の教育活動全般を通して，自他の大切さを認める態度を育て，行動に結びつくよう年間計画にもとづく継続的な指導を行う。

4 いじめの早期発見について

(1) アンケート調査の実施と分析

- いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと毎月アンケート調査を実施する。
- 「お話カード」の内容で行う。
- インターネットに関連した項目を設ける。

(2) 面談の実施

- 各教育相談習慣に児童との面談を実施する。
- 児童が面談を希望する時には即時面談をする。



(3) 保護者調査の実施

- 夏季休業中に保護者面談を実施する。

(4) 複数の目による発見

- 休み時間や昼休み、放課後に巡回を積極的に行い、複数の教員により気になる児童の様子に目を配る。
- 言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合は、教員から声をかける。
- 教職員はいじめがあるかもしれないという意識の下、教室から職員室へ行く経路を変えたり、トイレや特別教室付近など日常目に触れないような場所の確認等を実施する。

5 年間計画（いじめ未然防止の取組）

	いじめ防止対策委員会	全教職員
1 学期	【4月】いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討 【4月】望ましい集団づくりのための取組内容の検討 【5月】教育相談の取組内容の検討 【6月】「いのちを大切にするキャンペーン」の取組内容の検討 【7月】1学期の取組の反省と2学期以降の取組内容の検討	【4月】いじめ防止基本方針をHPに示す 【4月】生徒指導連絡会 【4月】いじめ防止啓発強化月間 【4月】SOSの出し方教育の全クラス実施 【5月】学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明 【5月】生徒指導連絡会(教育相談後の情報交換) 【6月】生徒指導連絡会 【6月】「いのちを大切にするキャンペーン」への取組 【7月】生徒指導連絡会
2 学期	【10月】教育相談の取組内容の検討 【10月】人権週間の取組内容の検討 【12月】2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討	【9月】生徒指導連絡会(夏休み中の児童の様子についての情報交換) 【10月】生徒指導連絡会 【11月】生徒指導連絡会(教育相談後の情報交換) 【12月】生徒指導連絡会
3 学期	【1月】教育相談の取組内容の検討 【3月】3学期の取組の反省と次年度の取組の検討	【1月】生徒指導連絡会(冬休み中の児童の様子についての情報交換) 【2月】生徒指導連絡会 【3月】生徒指導連絡会(教育相談後の情報交換)

6 いじめの相談・通報について

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- 意見箱や悩み相談箱を設置する。
- 担任だけでなく養護教諭や誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を知らせる。



(2) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

- 学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを知らせる。
- いじめ相談室・電話相談等へのいじめの訴えや相談方法を児童や家庭に周知する。

○24時間子供SOSダイヤル（全国共通）	0120-0-78310
○千葉県子どもと親のサポートセンター （月～金8：30～17：00） （いじめ相談については、24時間受付）	0120-415-446
○子どもの人権110番（全国共通） （千葉法務局内 月～金8：30～17：15）	0120-007-110
○ヤング・テレホン （千葉県警察少年センター 月～金9：00～17：00）	0120-783-497
○千葉いのちの電話（24時間）	043-227-3900
○チャイルドライン千葉 （月～土16：00～21：00）	0120-99-7777

(3) 匿名による訴えへの対応

- 解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、秘密を厳守することを周知する。

(4) 保護者や地域等からの情報提供

- いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、情報提供に協力を求める。
- 保護者・民生児童委員・主任児童委員・青少年育成会等への協力依頼をする。
- いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

7 いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を認知した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をするとともにいじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ることが必要である。

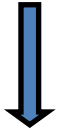
認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行い、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告をする。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

(フロー図)

いじめ情報のキャッチ



- 常に児童の動向などに注意を払う。
- 「いじめではないか」という視点をもつ。
- 噂などを聞いた場合はただちに関係教職員と相談する。



正確な実態把握



- 当事者双方，周りの子どもから状況を聴き取り，記録する。
- 個々に聴き取りを行い，事実確認をする。
- 関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。
- 一つの事象のみにとらわれず，いじめの全体像を把握する。

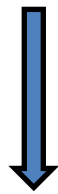
指導体制，方針決定



- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会，関係機関との連携を図る。

※ 特に，学校単独で対応することが困難と判断された場合，教育委員会と相談しながら対応を考える。

子どもへの指導・支援



- いじめられた子どもを保護し，心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに，相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う
中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 直接会って，具体的な対策を話す。
- 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。
- 「暴力を伴ういじめ」については，速やかに止めることを最優先にする。

保護者との連携



- 直接会って，具体的な対策を話す。
- 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。



今後の対応についての検討

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。

(2) 保護者との連携

① いじめを受けた児童の保護者との連携

ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。

イ いじめを受けた児童を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。

エ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

② いじめを行った児童の保護者との連携

ア 事情聴取後、家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。

イ いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

ウ 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

エ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

③ 保護者との日常的な連携

ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(3) 教育委員会への報告及び関係機関との連携

① 具体的な関係機関との連携による対応

○「いじめ調査報告」を教育委員会にする。

○深刻ないじめ問題が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告（相談）する。

○警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるため、情報提供に努める。

② いじめ防止対策委員会による対応 ※P2『いじめ防止対策委員会組織図』参照

ア いじめ防止対策委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、特別支援コーディネーター、カウンセラーなどをメンバーとして設置する。

イ いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておく。

※事案の内容や必要に応じて、関係部署、訪問相談担当教員、児童相談所、学識経験者、警察関係者、学校医、弁護士等の出席を要請する。



8 指導について

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)、いじめを行った者の順に行う。

また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

(1) いじめの関係者への指導

① いじめを受けている児童への対応



ア 基本的な姿勢

○いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。

○子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

イ 事実の確認

○担任を中心に、児童が話しやすい教員等が対応する。

○いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

ウ 支援

○時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。

○学校は、いじめを行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

○自己肯定感の喪失や低下を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。

○いじめを行う児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

○学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、または相談機関の連絡先を教える。

○「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

○いじめ問題が原因で、当該児童やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、学校のいじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について保護者に伝えながら、理解を促していく。

※ 現在、保護者が転学を希望する場合にいじめを理由とする転校も認められており、いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持つ児童の転校については、校長が教育委員会と協議する。

エ 経過観察等

- 連絡帳や生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

② いじめを行った児童への対応

ア 基本的な姿勢

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。

イ 事実の確認

- 対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。

ウ 指導

- いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
- 自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしなら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- いじめの状況が限度を超える場合には、いじめを受けている児童を守るために、いじめを行った児童に出席停止の措置を講じ、警察等関係機関の協力を求め、必要に応じ厳しい対応策を検討する。
- 出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。

エ 経過観察等

- 連絡帳や生活ノート、面談などを通して、教職員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③ 傍観等、周囲にいる児童への対応

ア 基本的な指導

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。



○いじめの問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

イ 事実の確認

○いじめの事実を告げることは、密告や「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。

○いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

ウ 指導

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。

○いじめを受けた児童は、傍観したり周囲にいたりした児童の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○今後、どのように行動したらよいのかを考えさせる。

○いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

エ 経過観察等

○学級活動や学校行事等により、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

注) 常に以下に示していることに注意して行う

① 事情聴取の際の留意事項

○いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

○聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童・生徒の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

② 事情聴取の段階ではないこと

○いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴く。

○注意、叱責、説教だけで終わる。

○双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をする。

○ただ単に謝ることだけで終わらせる。

○当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行う。

(2) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の状況も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に深く観察する。

9 重大事態への対処について

（1）重大事態についての基準（法28条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

○地方公共団体の長等への報告（法29条～31条）

（公立の学校）当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

※ 重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフローチャート（※別紙）に従い、学校の設置者の判断に応じて動く。

※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（千葉県いじめ防止基本方針）

(2) 発生した場合の連絡、初動体制

① 学校内及び教育委員会への報告

○発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

校長→学校教育課長→教育長→市（町）長

※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応。

連絡先電話番号等を明記する。

一報後、改めて、文書により報告する。

② 必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

○いじめが児童の生命、身体又は財産に重大な損害があると判断したときは、速やかに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ 学校いじめ組織の招集

○「学校いじめ防止対策の組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じ、適切な専門家を加える。

④ 具体的な調査方法

○いじめ行為の事実関係を、網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。

⑤ 警察への通報など関係機関との連携

○警察、教育委員会、訪問相談担当教員、地方自治体、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等。



10 公表、点検、評価等について

(1) ホームページでの公表

○学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公開する。

(2) 年度末の評価と公表

○学校評価の項目に加え、年度末に評価・公表を行う。

(3) 年度ごとにいじめに関する取組の評価及び次年度の対応の在り方を検討する。

○年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、所属職員等で評価することを定める。

(4) 学校いじめ防止基本方針の見直しについて

○PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてからその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

(随時、策定状況の確認と見直しを検討する。)